財政再生等判断比率

名 称	内容
実質赤字比率	一般会計及び特別会計を対象とした実質赤字の標準 財政規模に対する割合。 実質赤字とは歳入不足を翌年度の歳入で埋めた額の ほか、歳入不足のため支払を繰延べた額や事業の繰 越額を含めたもの。 早期健全化基準 財政規模に応じて11.25~15% 以上(15%以上) 財政再生基準 20%以上
連結実質赤字比率	公営企業会計を含めた当該地方公共団体の全会計を 対象とした実質赤字の標準財政規模に対する割合。 早期健全化基準 財政規模に応じて16.25~20% 以上(20%以上) 財政再生基準 30%以上(ただし、当初3年間 は5%~10%(初年度40%、 以降40%、35%)上乗せする 経過措置が講じられる方向。)
実質公債費比率	一般会計等が負担する元利償還金及び元利償還金に 準ずるものの標準財政規模に対する割合。 早期健全化基準 25%以上 財政再生基準 35%以上
将来負担比率	一般会計等が将来に向かって負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する割合。 【早期健全化基準 350%以上。

まん」と「痛み」をお願いしな ていくには、町民の皆様に「が られています。 これらを推進し ければなりません。



<標準財政規模>

地方自治体の の標準規模を示すもの

で、一定の計算方式によっ て算定される。

<一般財源>

1

公債費負担適正化計画の概要

計に止めています。

箇所は実質公債費比率の将来推

正等があったことにより、

財源の使途が特定されず、 どのような経費にも使用す ることができるもの。-には、地方税、地方交付税、 交通安全対策特別交付金、 利子割交付金、地方消費税 交付金、ゴルフ場利用税交 付金、自動車取得税交付金 などをいう。

更することとしました。 制度改 8月に計画を見直しし、一部変 より若干ではありますが、上昇 の3カ年平均の数値が2・5% 通会計における実質公債費比率 しました。このため、平成19年 と昨年度策定した計画の推計値

しました。

営企業会計を含めた建設(起債)

平成18年度決算においても普

画的に行うため、平成19年2月 に公債費負担適正化計画を策定 正な管理のための取り組みを計 などから、実質公債費負担の適 値が続くことが見込まれること なったことや、後年度も高い数 債費比率による起債許可団体と 数値が28・2%となり、実質公 実質公債費比率の3カ年平均の 一角 爺湖町は平成17年度決算に

は、平成18年度以降の実質公債 した計画です。 この公債費負担適正化計画

となる見込みであり、今後の公 連事業などの起債事業の累積に 準まで引き下げることを目標と より平成21年度が償還のピーク 実質公債費比率を18%未満の水 費比率を推計し、計画期間内に 普通会計の公債費は、災害関

2 計画期間

比率を18%未満とするもので 還額の減額を図り、実質公債費 事業の抑制等によって公債費償

度以内で定めるものとされてい 本来、計画については、7年